平成２１年８月２５日

各 事 業 主 様

広島県教育委員会教育長

広 島 県 環 境 県 民 局 長

広 島 県 商 工 労 働 局 長

（ 公 印 省 略 ）

新規高等学校卒業者の採用選考における新型インフルエンザへの
対応等について（お願い）

本県の高等学校の新規卒業者の就職につきましては，平素から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，御承知のとおり，新型インフルエンザの感染の拡大と流行に対する懸念が高まってきております。本県では，平成２１年４月２８日に「広島県危機対策本部（新型インフルエンザ対策）」を設置し，基本的対処方針を示しました。しかしながら，本県で患者が発生して以降，感染経路が把握できない２次感染を含めた感染患者が増加しているところであり，今後も患者発生が続くことが考えられる状況から，別紙のとおり平成２１年７月３日付けで基本的対処方針を改定し，各学校へ通知したところです。

この基本的対処方針では，感染の急速な拡大と大規模な流行を可能な限り抑制するため，「学校・保育施設等で患者が発生した場合の必要に応じた当該学校等への臨時休業の要請」などの措置を講じることを示しております。

つきましては，採用選考の時期に，受験者の所属校において，集団で患者が発生した場合には，当該校から速やかにご連絡，ご相談いたしますので，その際には，受験者に対しまして受験の機会が確実に確保できるよう，格別のご配慮をお願いいたします。

別　紙

基本的対処方針の改定について

平成２１年7月３日
広島県危機対策本部

県は，新型インフルエンザへの対策を危機管理上の重要な課題と認識し，総力を挙げて取り組んできたところである。しかしながら，本県で患者が発生して以降，感染経路が把握できない２次感染を含めた感染患者が増加しているところであり，今後も患者発生が続くことが考えられる。こうした状況を踏まえ，重症な患者への適切な医療を確保するとともに，感染の急速な拡大と大規模な流行を抑制・緩和することを主眼に，次のとおり基本的対処方針を改定する。

一、情報提供

県民及び関係者が，主体的に行動するために必要な情報を，市町と連携して提供し，必要な行動を呼びかける。

(一) 感染しないための取組や必要な療養に関する情報の県民への周知徹底
- ○　正確な情報の収集と，冷静な行動
- ○　感染予防のための，うがい，手洗い等自らできることの励行
- ○　罹患・発症した場合の留意事項や医療機関への受診手順等

(二) 保健・医療分野を始めとする全ての関係者に対する的確な情報の提供

(三) 事業者等に対する社会機能の維持に向け，必要な情報の提供

二、医療の提供

必要な医療を提供するために，医師会，市町等と連携して次の処置を講じる。

(一) 地域における医療体制の強化
- ○　原則，すべての医療機関で外来診療を行う等，医療体制の拡充
- ○　重症患者等に適切に対応できる医療体制の確保
- ○　重点的な検査の実施

(二)　抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄及び円滑な流通体制の確立

三、感染拡大の抑制

感染の急速な拡大と大規模な流行を可能な限り抑制するため，次の処置を講じる。

(一) 集団発生を早期かつ的確に探知するためのサーベイランスの強化

(二) 集団で患者が発生した場合等の必要に応じた積極的疫学調査の重点実施

(三) 学校・保育施設等で患者が発生した場合の必要に応じた当該学校等への臨時休業の要請
(特に必要がある場合には，広域での臨時休業の要請)

(四) 事業者や学校等に対し，感染の機会を減らすための工夫を検討するよう要請

四、社会機能の維持

社会機能の維持に向けて，事業者等に対し次の処置を講じる。

○　電気・ガス・水道，食料品・生活必需品等の事業者に対する供給体制の確認や注意喚起